特定教育・保育施設の利用定員等について

1. 概要

市町村長が施設型給付費の支給にかかる施設として確認する「教育・保育施設」においては、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により利用定員を定めようとするときは、 児童福祉審議会等での意見聴取を必要とする。

【認定区分と対象施設】

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定		
対象年齢)	~ 5歳	0~2歳		
保育の必要性	保育の必要性なし	要性あり			
利用対象施設・事業	幼稚園 認定こども園	保育所 認定こども園 幼稚園+預かり保育	保育所 認定こども園 地域型保育事業		

2. 公立保育所(定員変更)

<u> </u>											
施設名		設置主体	住所	3号定員			2号定員			定員(人)	変更時期
		改旦工件		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	足 貝(八)	久丈时知
変更前	が松ケ丘保育所	松戸市	松戸新田	0	0	19	32	33	21	105	R5.4
変更後	位了工体目別		化厂利山	0	0	0	31	34	35	100	
変更前	3 新松口回部任言师 1 松口	松戸市	新松戸南	0	0	20	39	39	27	125	R 5. 4
変更後		477-111	利化厂用	0	0	0	38	40	42	120	K 3. 4
変更前	 牧の原保育所	松戸市	牧の原	0	0	22	45	47	36	150	R5.4
変更後	我以派休月別	477-111	秋の原	0	0	0	50	50	50	150	
変更前	六実保育所	松戸市	市 六高台	9	30	30	31	32	33	165	R5.4
変更後	受後			9	27	28	31	32	33	160	
変更前	八柱保育所	松戸市	日暮	9	26	27	31	31	31	155	R5.4
変更後	一 八性1未月1灯 松 矣			9	24	24	31	31	31	150	
変更前		松戸古	松戸市 新松戸	9	24	24	29	29	30	145	R5.4
変更後		4Z)— IIJ		9	21	22	29	29	30	140	
変更前	更前 古ケ崎保育所分園	松戸市	古ケ崎	6	15	19	19	20	20	99	R5.4
変更後	1\(\alpha\frac{1}{\alpha}\)	ᆸᄼᄤ	6	12	13	19	20	20	90	N 3. 4	
増減数			0	△ 11	△ 74	3	5	43	△ 34		

3. 民間保育園

建替えによる定員変更

施設名	設置主体	住所	3号定員			2号定員			定員(人)	変更時期	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	足貝 (八)	久丈时知	
変更前	変更前 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	社福	西馬橋	6	6	12	20	23	23	90	R5.4
変更後	江油	四场响	6	12	15	25	25	25	108	11 3. 4	
増員数			0	6	3	5	2	2	18		

4. 幼稚園

定員変更

~~~	~								
施設名		設置主体	住所		1号定員	Į	定員(人)	変更時期	
		改旦工件		3歳	4歳	5歳	足貝 (八)		
変更前	聖ミカエル幼稚園	宗教	松戸	10	12	13	35	R5.4	
変更後	主くガエル列作園	小狄		4	4	7	15	K 3. 4	
		増員	$\triangle$ 6	Δ 8	$\triangle$ 6	△ 20			

[※]聖ミカエル幼稚園については令和7年度いっぱいで閉園予定のため、次年度以降の受け入れはせず、 段階的に定員減となる見込みです。